

## 令和6年度 小学校いじめ防止基本方針

(58) 富山市立宮野小学校

### 1 宮野小学校いじめ防止基本方針について

#### (1) 目的

文部科学省は、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とし、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする」としている。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立宮野小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「宮野小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

#### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童にかかわる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切と考える。

### 2 本校のいじめの実態と課題について

#### (1) 本校の実態

- 令和5年度はいじめの認知件数は10件（2学期末）だった。具体的には、冷やかしかからかい、相手の嫌がる行為があった。
- 全体の傾向として、思いやりを欠く言葉づかいやコミュニケーション不足が見られる。また、些細なことで感情的になり、口論となったり、手足が出る喧嘩に発展したりすることがある。

- 特徴的な行動がある友達に対してからかうような言動がみられる。
- 各種調査において、「学校が楽しくない」と回答している児童や自己肯定感が低い児童が複数名見られる。

## (2) 本校の課題

- 思いやりを欠く言葉遣いや行動に起因する感情的な争いごとが多いので、指導の場面を適切に捉え、児童の特徴に適したソーシャルスキルトレーニングやエンカウンター、言語環境に留意した教育活動等に努める必要がある。
- 生活規律や学習規律が十分定着していない傾向が見られる。譲り合いながら集団生活を送る、事故やけがから身を守る、主体的に学習に取り組むなどのために守るべきルールやマナーをしっかりと身に付けさせる必要がある。
- 教員による情報モラルに関わる指導時間が、十分確保されていない状況にある。携帯電話（スマートフォン）を所持する児童が徐々に増加している。したがって全学年を対象に、情報モラルに関する具体的・継続的な指導の充実が求められる。同時に、保護者の啓発も必要である。
- 自然に笑顔になれる機会を増やす運営委員会主催の「朝のあいさつ活動」やいじめの防止に向けて人権週間での取組を継続・発展していく。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの防止のための取組

- 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、児童の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- いじめにつながりやすい感情を押さえるために、家庭と連携するとともに学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 8P 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

## (2) いじめの早期発見のための取組

- 休み時間や放課後の児童の様子、日記等での児童との日常のやりとり、教育相談や日頃からの個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く児童を見守る。
- ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- 定期的なアンケート調査（生活アンケートやQ-U調査の分析等）や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

## (3) いじめが起きたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

**※参照 ① 5 P【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】**

**② 7 P【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】**

- 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童それぞれの保護者に連絡する。
- 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- いじめられた児童とその保護者へは、次のような支援を行う。
  - ア 徹底して守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた児童の安全を確保する。
  - イ 必要に応じ、いじめた児童を別室で指導すること等で、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるようにする。
  - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- いじめた児童とその保護者へは、次のように指導・助言を行う。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
  - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - ウ いじめた児童へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であること

を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行う。

- いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

#### 4 重大事態への対応について

##### (1) 重大事態とは

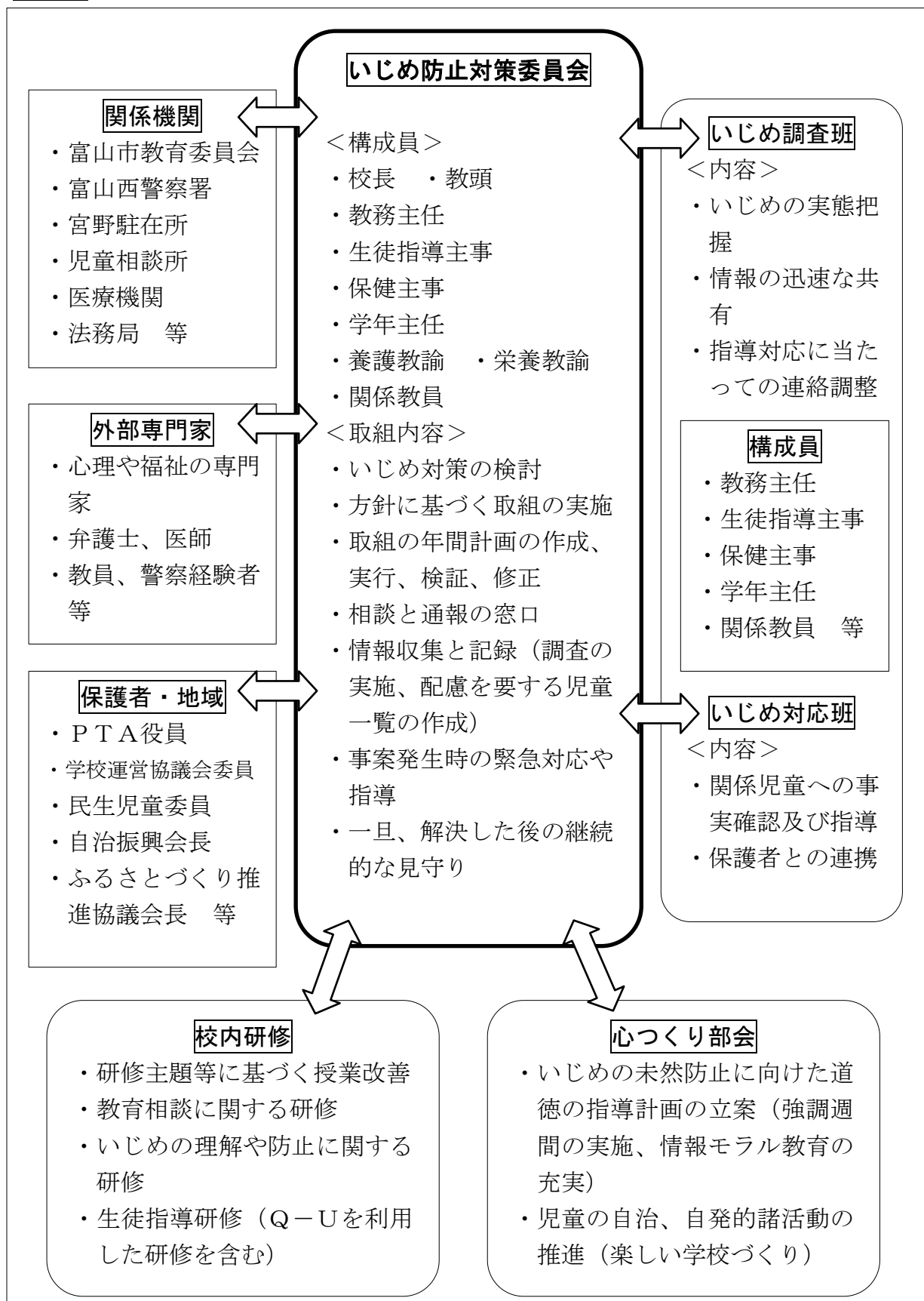
- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を被った場合等)
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 (年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

##### (2) 重大事態の対応についての留意事項

- 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行う。
- 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を教頭にしておいて適切な対応に努める。

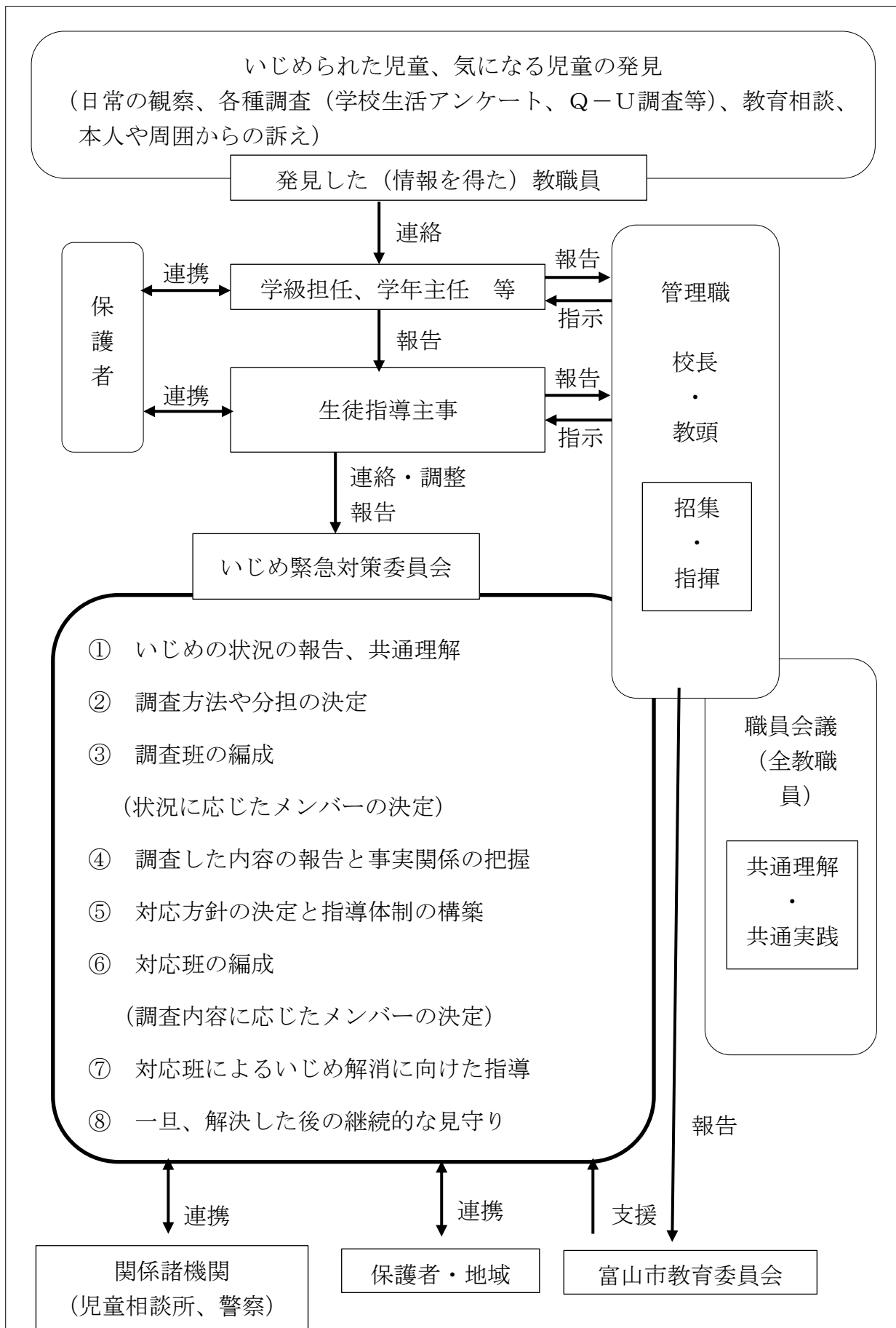
※参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」(平成23年3月 文部科学省)

図1 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織(法第22条に基づく組織)



役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備 考
校長		総 括		
教頭		総 務		
教務主任			対応班	
生徒指導主事		調査班	対応班	
保健主事			対応班	
学年主任		調査班	対応班	
養護教諭			対応班	
スクール カウンセラー			対応班	※必要に応じて要請 する

図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



月	校内委員会等	未然防止への取組	早期発見の取組
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員会議</li> <li>PTA総会、学年懇談会で保護者啓発</li> <li>いじめ防止対策委員会実施①</li> <li>指導方針</li> <li>指導計画等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異学年活動①(組織づくり、栽培活動、運動会、体力づくり)</li> <li>学級・学年づくり①(学級、学年目標づくり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導日誌</li> <li>保健日誌</li> <li>児童観察記録</li> <li>生徒指導記録</li> <li>スクールサポートター日誌</li> <li>日常観察情報共有</li> </ul>
5			
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題に関する職員研修会①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異学年活動②(組織づくり、裁培)</li> <li>道徳、特別活動年間計画に基づく指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童、保護者、教員による学校評価アンケート①</li> <li>学校生活アンケート①</li> <li>Q・Uアンケート①(第2回生徒指導委員会)</li> <li>教育相談週間①</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会実施②</li> <li>中間評価</li> <li>情報共有</li> <li>方針の修正</li> </ul>		
8			
9			<ul style="list-style-type: none"> <li>夏休み明けに気になる児童(第3回生徒指導委員会)</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題に関する職員研修会②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級・学年づくり②(宿泊学習等)</li> <li>学級・学年づくり③(学習発表会等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談週間②</li> </ul>
11			<ul style="list-style-type: none"> <li>児童、保護者、教員による学校評価アンケート②</li> <li>学校生活アンケート②</li> <li>Q・Uアンケート②(第4回生徒指導委員会)</li> <li>教育相談週間③</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会実施③</li> <li>最終評価</li> <li>情報共有</li> <li>次年度の方向付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間への取組</li> </ul>	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題に関する職員研修会③</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート③</li> <li>配慮を要する児童一覧作成(第5回生徒指導委員会)</li> </ul>
2			
3			

事案発生時、緊急時いじめ対策委員会(校内ケース会議)の実施

異学年活動② 縦割清掃(通年 五月～三月)